

## 令和6年度 湘南港陸置施設 ディンギーヨット一般利用者募集要項

(令和6年4月1日～令和7年3月31日受付分)

### 目 次

- 1 申込みの受付
- 2 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件
- 3 募集の申込みに必要な書類
- 4 利用通知書の送付
- 5 利用承認申請等手続き
- ※ 別添 募集申込書

応募にあたっては、あらかじめ別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校・その他）募集申込書」に必要事項を記載のうえ、株式会社リビエラリゾート 湘南港港湾管理事務所（湘南港江の島ヨットハウス）窓口へ持参又は郵送していただき、書面審査終了後適格と認められた場合は改めて利用通知書を郵送いたします。利用通知書到着後、艇を搬入していただくことになります。応募条件等についてはこの募集要項を最後までお読みいただき、ご不明な点は窓口までおたずねください。

また、この要項は通年利用（1年または1ヶ月以上）について説明しております。短期（1ヶ月未満）のご利用については、直接窓口にお問い合わせください。

### 申込当日の艇搬入はお受けできません。

艇搬入まえに必ず「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校・その他）募集申込書」を必要書類とともにご提出いただき、管理事務所より利用通知書がお手元に届いた時点で艇搬入を行ってください。

#### 1. 申込みの受付

- ① 受付期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- ② 応募方法 持参又は郵送（消印有効）
- ③ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- ④ 申込み先 株式会社リビエラリゾート 湘南港港湾管理事務所  
江の島ヨットハーバー  
〒251-0036 藤沢市江の島 1-12-2 0466-22-2128

別添の「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校・その他）募集申込書」に必要事項を記載のうえ、ヨットハウス窓口へ持参又は郵送してください。

- ・持参又は郵送された応募書類は、原則としてお返しできません。
- ・応募書類に不備がある場合（軽易なものを除く）又は募集申込書に虚偽の記載がある場合は、申込みを無効とします。

## 募集の申込みについての注意事項及び主な利用条件

### (1) 募集の内容

区分	艇の長さ	艇の幅
ディンギーヨット（陸置）	5.1m 以下	1.8m 以下

- ・ 利用にあたっては、自力でスロープを使用して艇の揚げ降ろしをすることを原則とします。
- ・ 艇の長さ及び艇の幅は、付属品を含んで実測した艇の全長、全幅をいいます。
- ・ ディンギーヨットで船外機を補助的に使用するものは、保管時に取り付けたままでは5.1mを超える場合がありますので、取り外して別途保管することを条件とします。
- ・ 規格を超えた大きさのディンギーヨット（船台も含む）、クルーザーヨットは応募できません。

### (2) 応募艇数等

- ① 個人については、本人名義で艇を所有しているか、又は所有する予定がある方1人につき1艇の応募ができます。

ただし、次の場合は、応募できません。

- ・ 既に湘南港で名義人としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合
- ・ 既に湘南港で共同利用者としてディンギーヨットの利用承認を受けている場合（ただし、応募に際して共同利用を廃止する場合は除きます）
- ・ 過去に著しく不適切に湘南港を利用した場合

- ② 法人のヨット部については、10艇（救助艇を含む）から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。

- ③ 学校長が認めた課外活動として活動する学校のヨット部については、15艇（救助艇を含む）から現在利用している艇数を引いた艇数を限度として応募ができます。ただし、学校長が承認した団体である旨を認めた書類を提出していただきます。

- ④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇を置く場合は窓口でご相談ください。

- (3) 応募書類を受け付けた後は、原則としてその内容を変更できません。

- (4) 次のような場合は、申込みを無効とします。

- ① 提出書類に不備（軽易なものを除く）又は虚偽の記載があることが判明した場合
- ② 実際の艇の「長さ・幅」が募集した規格を超えている場合
- ③ 速やかに艇を搬入して利用承認申請手続きを行わない場合

- (5) 利用施設の位置（バース）は、指定管理者（株式会社リビエラリゾート）が決定します。ただし、施設の管理上必要がある場合は、利用承認した施設を変更することや、臨時的に艇を移動していただくことがあります。

- (6) 施設の利用承認期間は1ヶ月以上1年間ですが、特別な支障がないと認められれば、継続して利用ができます。ただし、病気その他の理由がなく利用承認を受けた1年間に一度も出艇しなかった場合は、継続利用できません。

- (7) 営利を目的とした施設の利用はできません。

(8) 年間の利用料（消費税を含む金額/令和6年3月1日現在）は、次のとおりです。

（個人・法人のヨット部等一般利用の場合）

艇の長さ	県内在住者 （月額）	県外在住者 （月額）	県内在住者 （年額）	県外在住者 （年額）
4m 以下	12,860 円	15,450 円	150,650 円	180,830 円
4m 超え 4.5m 以下	16,340 円	19,670 円	178,410 円	214,030 円
4.5m 超え 5m 以下	20,130 円	24,240 円	220,250 円	264,360 円
5m 超え 5.5m 以下	23,930 円	28,780 円	261,480 円	313,780 円

- ・ 法人のヨット部における「県内」「県外」は法人の所在地により区分します。
- ・ 利用料の額を定めている「港湾の設置及び管理等に関する条例」が改正された場合、現行の利用料の額が変更されることがあります。
- ・ 施設の利用承認期間に1月未満の端数が生じた場合、端数は1月として計算します。

(9) 学校教育法第1条に規定する学校のヨット部等（当該学校の長が認めた課外活動として活動するものに限る）が本来の活動のために使用する艇や、青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体が、当該団体の本来の活動のために使用する艇等については、利用料が「1/2」に減額となります。

また、学校のヨット部等における「県内」「県外」は、学校等の所在地又は学校長が認めたヨット部の本拠地等により区分します。

利用料の減額についての詳細は、窓口におたずねください。

## 1. 募集の申込みに必要な書類

### (1) 申込書

この募集要項に添付されている「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者（個人・法人・学校・その他）募集申込書」に必要な事項を記載してください。

### (2) 添付書類

#### ① 個人の場合

- ・ 応募者本人及び共同利用者全員について、申込み前3か月以内に交付を受けた住民票又は特別永住者証明書の写し（いずれも申込者本人及び共同利用者全員の氏名、生年月日、住所が記載されていることが必要ですが、その他の事項は不要です。）
- ・ 18歳未満は保護者の同意書と学生証（写し）が必要です。
- ・ 引越等で住居が変更となった場合、居住の住所が記載された住民票をご提出ください。

#### ② 法人の場合

- ・ 申込み前3か月以内に交付を受けた商業登記簿謄本

③ 学校のヨット部の場合

- ・ 次の事項について、学校長の氏名及び学校長印を記名・押印した、学校長が証明する書類（様式は問いません。）
  - 正規の課外活動として認められているヨット部であること
  - 学校の所在地
  - ヨット部の本拠地（学校の所在地と同じ場合は、記載は不要です）
- ・ 減免申請書
  - ※ 既に当該年度の証明書が提出され、湘南港で減免を受けている学校が艇を追加する場合は不要です。

④ 青少年を対象として海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために活動する団体の場合で利用料の減免を希望する場合

- ・ 団体の定款等
- ・ 当年度の事業計画書及び前年度の事業報告書
- ・ 海洋思想の普及又はスポーツ振興に寄与するために青少年を募集していることを証する書面
- ・ 減免申請書
  - ※ 既に当該年度の湘南港での減免を受けている団体が艇を追加する場合は不要です。

(3) 返信用封筒 1通

- ・ 利用通知書を送付する際に使用します。（申込者の氏名、住所、郵便番号を記載し、84円切手を貼ってください。）

2. 利用通知書の送付

応募書類を受け付けた後、応募条件が適合した場合は2週間以内に「利用通知書」で受付番号、利用施設、艇を搬入する期間をお知らせするとともに、利用承認申請手続きに必要な書類を送付します。また、不適合の場合はその旨通知します。

なお、申込みが募集する艇数を上回った場合は、受付番号をお知らせし、先に申込みをした方が辞退した場合や利用を廃止した施設が生じた場合には、順次利用通知をします。

利用通知書を送付した後であっても、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

3. 利用承認申請等手続き

(1) 艇の搬入及び艇の長さ・艇の幅の実測

艇の搬入は、株式会社リビエラリゾート湘南港管理事務所と日程を調整のうえ、利用通知後2か月以内に行ってください。なお、土曜日、日曜日、祝祭日は混雑しますので、できるだけ平日の搬入をお願いします。また、荒天が予想される日程での搬入はお控えください。

艇を湘南港に搬入した際に、附属品を含む艇の「長さ・幅」を実測し、募集した規格内であるかどうかを確認します。実測後規格を超えていた場合は、申込みを無効としま

す。

なお、「船台」は利用者の負担で用意していただきます。船台の長さ及び幅は募集するヨットの規格を超えたものは使用できません。

(2) 利用承認申請手続き

艇の「長さ・幅」の確認を受けた後、窓口にて「施設利用承認申請書」の書類を提出してください。

※なお、実測後の艇の長さが申告の長さとは異なる場合「利用通知書」にて通知した施設利用金額が変更となる場合がございますので、ご了承ください。

【艇搬入時に提出する書類】

- ・ 施設利用承認申請書 ※利用通知書を郵送の際、一緒にお送りします。
- ・ 誓約書 ※利用通知書を郵送の際、一緒にお送りします。
- ・ 艇の横全景写真（セール番号が分かるように写っているもの）
- ・ 艇のカタログ又は図面（寸法等の仕様が分かるもの）

# 湘南港ディンギーヨット保管施設利用者 (個人・法人・学校・その他) 募集申込書

令和 年 月 日

株式会社リビエラリゾート 代表取締役社長 殿

私は、「湘南港ディンギーヨット保管施設利用者募集要項」の記載内容を了解のうえ、ディンギーヨット陸置きに申し込みます。

なお、この申込書に記載内容の不備（軽易なものを除く）又は虚偽の記載があるときは、申込みを無効とされても異議ありません。

※予約バース番号

ふりがな			生年月日	年	月	日
氏名 (法人名)						
住 所	〒 ー		電話	( )		
上記以外 の連絡先	勤務先 その他		〔名称、電話番号等を 記載してください〕			
共同利用者の有無 (個人のみ記載)	無 ・ 有 (有の場合は裏面に全員の住所・氏名を記載のこと)					
応募艇数(法人・学校ヨット部・青少年対象団体のみ記載)			艇			
艇 型 〔メーカー〕 ・型式						
艇の長さ	m	※(実測) m	艇の幅	m	※(実測) m	m
備 考	返信用封筒には 84 円切手を貼付のうえ、宛先(上記住所)を明記願います					

(注) ※印欄には、記入しないでください。

共同利用者名簿（申込者を除き4名まで）

ふりがな 氏名	(生年月日)  年 月 日	※
住所	〒  (電話) ( )	※
ふりがな 氏名	(生年月日)  年 月 日	※
住所	〒  (電話) ( )	※
ふりがな 氏名	(生年月日)  年 月 日	※
住所	〒  (電話) ( )	※
ふりがな 氏名	(生年月日)  年 月 日	※
住所	〒  (電話) ( )	※